

令和7年度

第3回さぬき市部活動地域展開推進協議会



令和8年1月26日（月）15：00～
寒川第2庁舎203会議室

第3回さぬき市部活動地域展開推進協議会日程

開 会

1 開会のあいさつ（ 会長 山神 眞一 ）

2 議事

（1）さぬき市部活動地域展開推進計画第2次案について

（2）令和7年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業報告

（3）令和8年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業について

（4）その他

（5）質疑応答

3 事務連絡

（1）令和8年度のさぬき市部活動地域展開推進協議会委員について

（2）第1回さぬき市部活動地域展開推進協議会について

日時：令和8年5月25日（月）15：00～

場所：寒川第2庁舎203会議室

閉 会 閉会のあいさつ（ 教育長 和田 浩二 ）

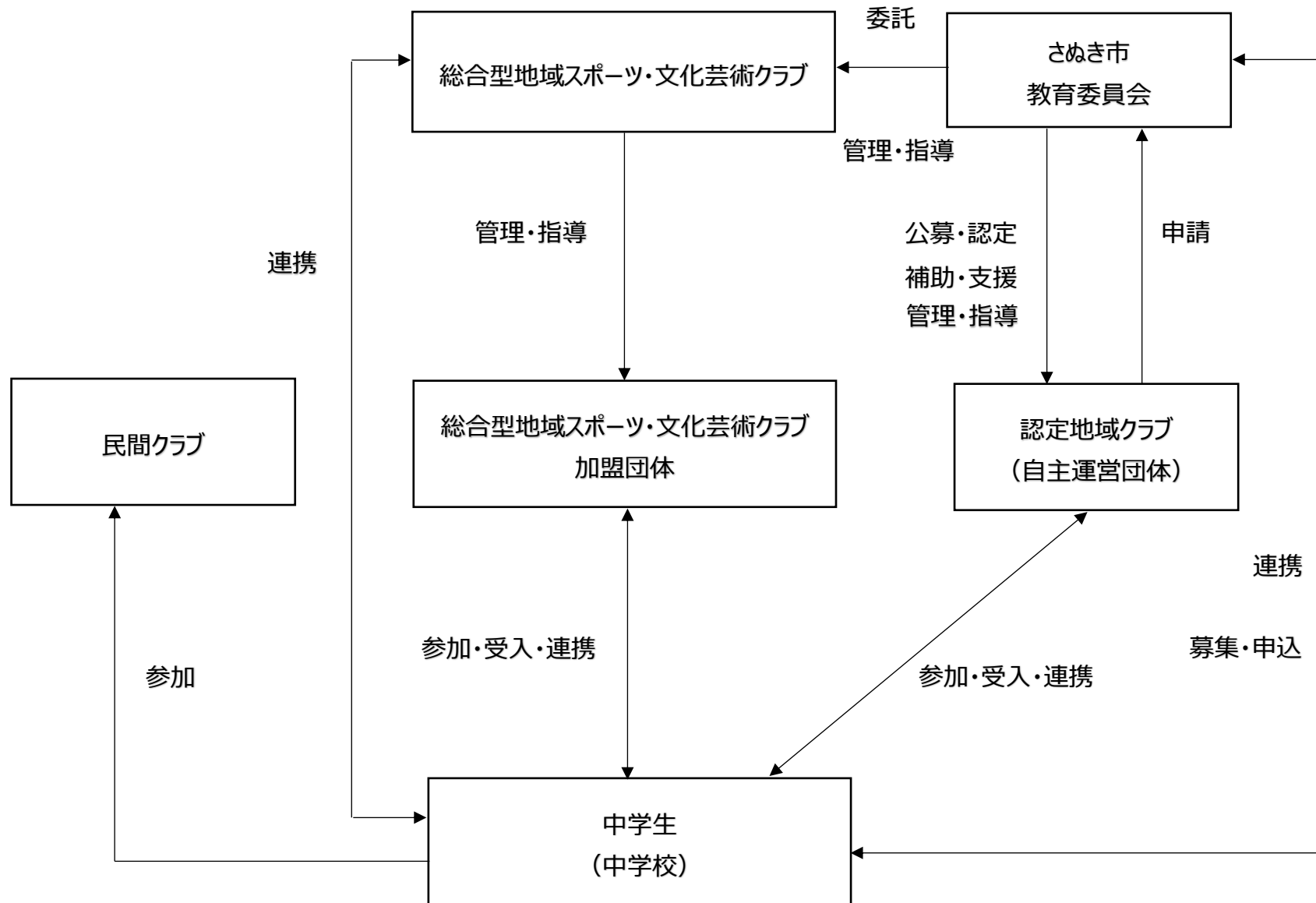
運営団体・実施主体案に対する意見のまとめ

案	意見等
①	<p>○実施主体への管理・指導を行うのであれば、認定地域クラブの公募・認定も行う案①がいいと思う。</p> <p>○実施主体が了承してくれるのであれば、望ましい形であると思う。</p> <p>○学校部活動を維持して、地域全体で受け入れる案①が一番望ましい。</p> <p>●設立に無理がある。</p>
②	<p>○先を見越したビジョンや予算などのイメージからするとこの案で最初スタートし、1～2年後に案③に移行するのがよいと思う。</p> <p>○案③とよく似ているが、これで進めていきたいと思っている。</p> <p>○市が積極的にかかわっているのがよい。(将来的には案③)</p> <p>○スポーツ・文化協会加盟団体及びスポーツ少年団から実施主体としての協力を得られるのであればよいと思う。</p> <p>▲生徒・保護者は安心できるが、将来性・継続性に課題がある。</p> <p>●案①と比べ責任の所在があいまいにならないか心配。</p>
③	<p>○案②とよく似ているが、これで進めていきたいと思っている。</p> <p>○イメージしやすい。</p> <p>○地域を愛する生徒を育てるためには、案③が理想的である。</p> <p>●運営経費と指導者の確保が確実にしないと難しい。</p> <p>●公募にどれだけ応募があるか心配。</p>
④	<p>○市教委が直接管理・指導する感じがすっきりしている。</p> <p>●生徒の負担が大きい。</p> <p>●市教委内に担当課や担当者を置いたのでは地域展開の本来の趣旨から離れてしまうような気がする。</p> <p>●生徒確保の点で、難しい。</p>
⑤	<p>○組織づくりや運営のノウハウがストックされている民間業者に委託する。</p> <p>○民間の強みは、確実に遂行してくれることである。</p> <p>●無理があると思う。</p> <p>●長期的に運営は難しいのではないか。</p> <p>●いきなり民間業者に委託するのは、解決しなければならない問題が多い。</p> <p>●生徒確保の点で、難しい。</p>

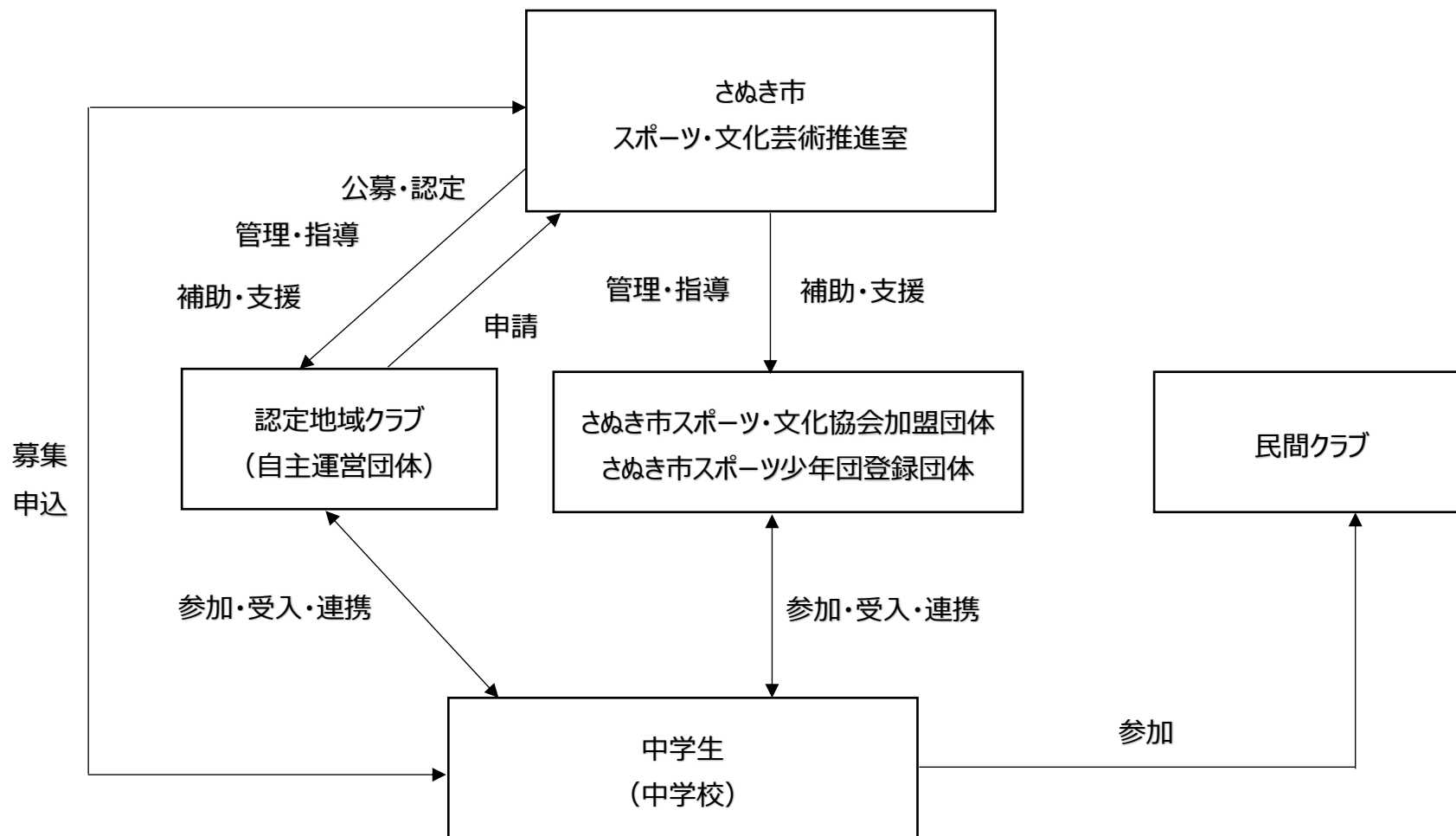
【その他】

- 完全展開の年度を宣言してほしい。
- 部活動の地域展開は学校経営に大きな影響がある。
- 費用負担については、保護者の理解を得られると思う。
- スポーツ協会として、各スポーツ団体への指導や青少年健全育成の余裕はない。
- 運営には、経費、指導者の確保が必要で、それができる団体でないといけない。
- 子どもたちのことを一番に考慮して計画を進めていってほしい。
- さぬき市の子どもたちにとって、最適で持続可能な環境整備をするために欠かせない「人」と「金」の確保に最も適した仕組みを考える必要がある。

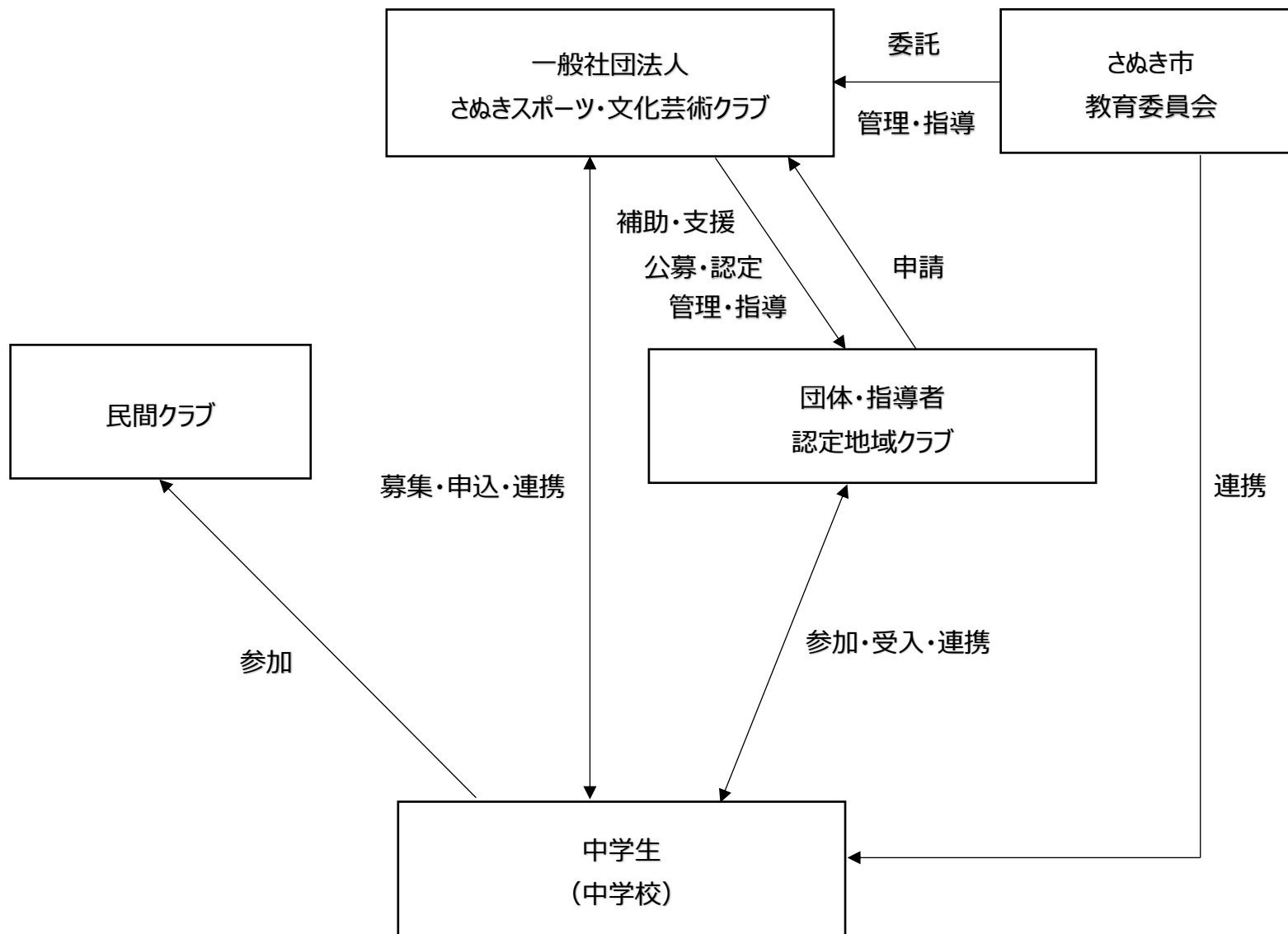
【総合型地域スポーツクラブを設立した場合】 推進計画 案①



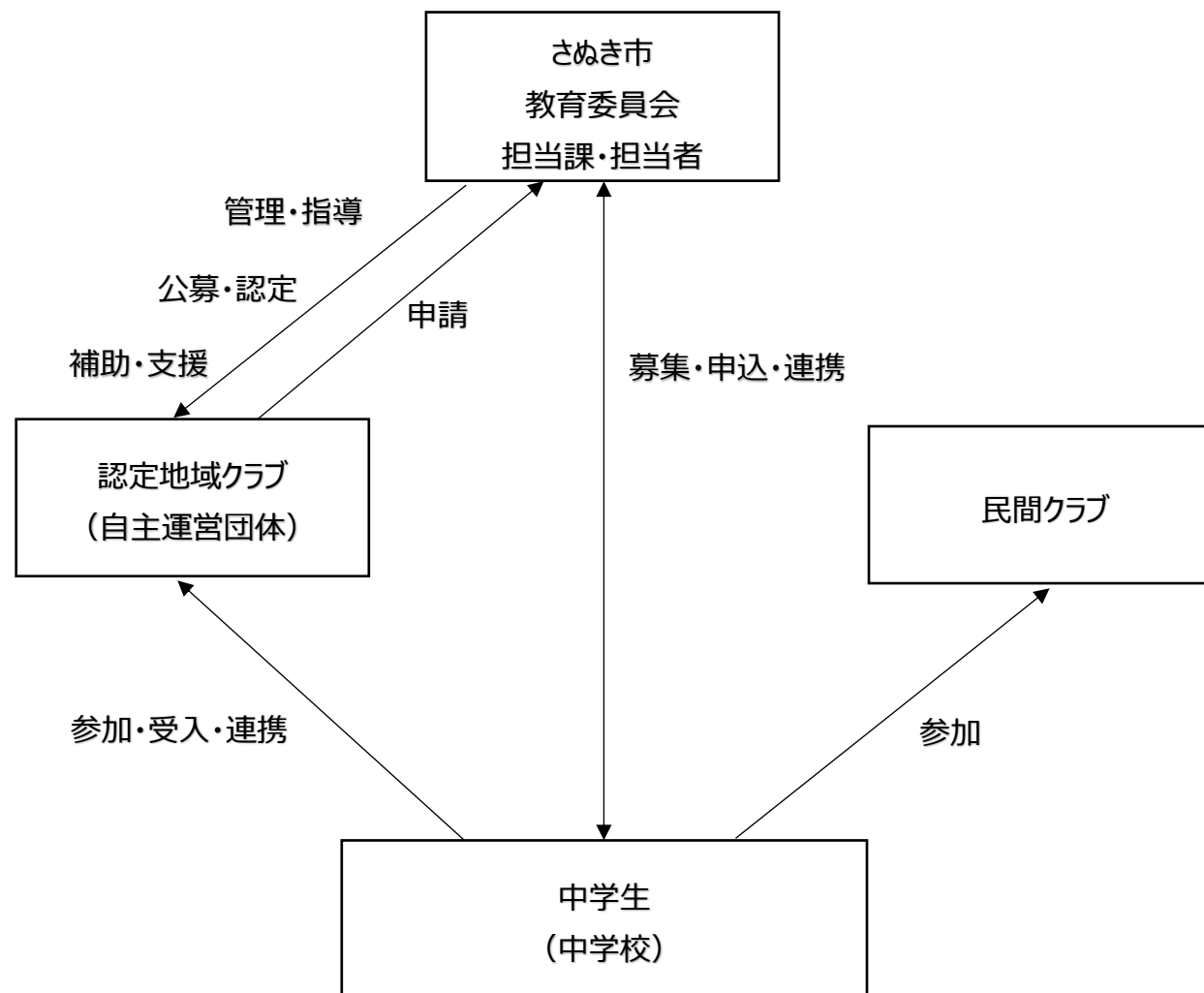
【市が運営団体の場合】 推進計画 案②



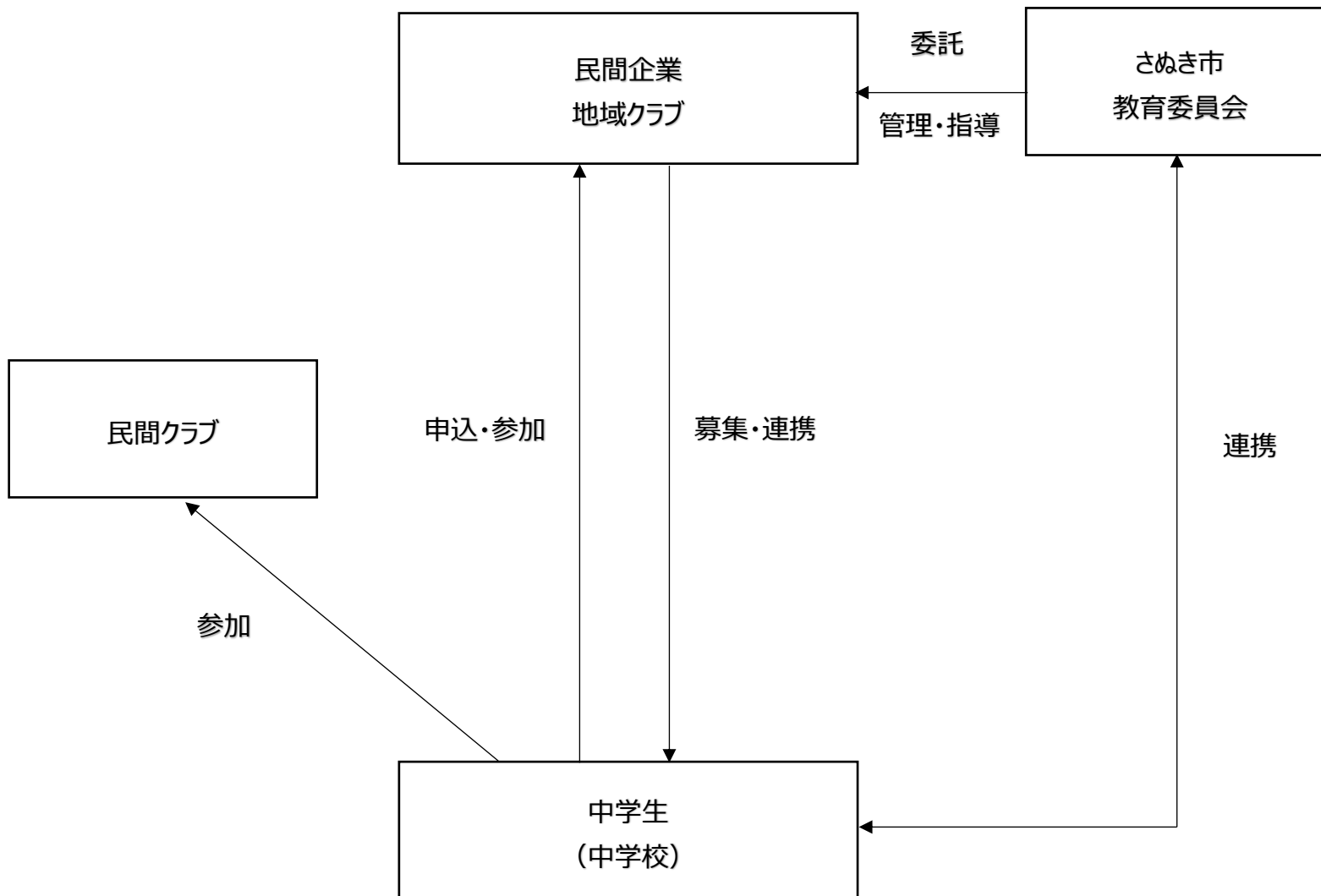
【一般社団法人を設立した場合】 推進計画 案③



【自主運営団体及び民間スポーツクラブを受入団体とした場合】 推進計画 案④



【民間業者を運営団体とした場合】 推進計画 案⑤



令和7年度 地域スポーツクラブ活動体制整備事業報告

【実施種目】

柔道（2）・男女バレーボール・軟式野球

【参加生徒数】

柔道（志度）：4名 柔道（大川）：7名

男子バレーボール：11名 女子バレーボール：18名

軟式野球：42名

【活動場所】

柔道（志度）：志度武道館 柔道（大川）：大川武道館

男女バレーボール：さぬき南中学校体育館

軟式野球：市内中学校運動場

【指導者数】

柔道（志度）：6名 柔道（大川）：7名

男女バレーボール：7名

軟式野球：4名

【活動日数】

柔道（志度）：9月～1月の期間で13日

柔道（大川）：9月～1月の期間で17日

男女バレーボール：8月～2月の期間で15日

軟式野球：9月～2月の期間で8日

【活動の様子】



令和8年度 部活動（運動部・文化部）の地域展開事業（案）

1 実施種目

柔道・男女バレーボール・軟式野球

* 令和7年度からの継続

2 実施回数

柔道・男女バレーボール … 年間通して40回程度

軟式野球 … 年間を通して30回程度

3 実施方法

柔道 … 未定

男子バレーボール … 拠点校方式

女子バレーボール … 合同部活動方式

軟式野球 … 合同部活動方式

4 予算関係

①指導者謝金 1,600円/時間

②交通費 さぬき市の規定による（30円×距離）

* 活動場所と居住地が同じ地区の場合は支給されない。

③生徒・指導者保険料（スポーツ安全保険：生徒800円・指導者1,850円）

④活動場所使用料

⑤クラブ活動消耗品費 30,000円/1クラブ

5 その他

さぬき市部活動地域展開推進協議会の開催（年3回開催）

さぬき市部活動地域展開推進協議会委員

番号	分類	氏名	役職等
1	さぬき市立学校の校長の代表	亀井 健男	津田小学校長
2	さぬき市立学校の校長の代表	村上 誠一	さぬき南中学校長
3	さぬき市立学校の校長の代表	横尾 昌彦	志度中学校長
4	さぬき市立学校の校長の代表	有友 誠	長尾中学校長
⑤	スポーツ関係団体の代表	犬伏 徳市	さぬき市スポーツ少年団副本部長
⑥	スポーツ関係団体の代表	千田 良信	さぬき市スポーツ協会会長
⑦	スポーツ関係団体の代表	射場 利春	さぬき市スポーツ推進委員会会長
⑧	文化芸術関係団体の代表	玉木 一浩	文化協会会長
⑨	さぬき市PTA連絡協議会の代表	井川 雄喜	さぬき市PTA連絡協議会会長
⑩	さぬき市PTA連絡協議会の代表	瀬尾 真也	さぬき市PTA連絡協議会副会長
⑪	さぬき市PTA連絡協議会の代表	吉田 和恵	さぬき市PTA連絡協議会母親代表副会長
⑫	学識経験者	山神 眞一	香川大学名誉教授 放送大学香川学習センター所長
13	学識経験者	夏田 安晴	元中学校長
14	学識経験者	土居 真也	香川県立津田高等学校長
15	その他教育委員会が必要と認める者	増田 一仁	香教委事務局保健体育課 指導主事

事務局 和田教育長 佐藤教育部長
 樫村（学校教育課長） 大生（生涯学習課長）
 山下・川口（学校教育課） 馬場・松下（生涯学習課）

○さぬき市部活動地域展開推進協議会設置要綱

令和5年12月27日
教育委員会告示第6号

(設置)

第1条 さぬき市立中学校（以下「中学校」という。）の生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築と中学校の教員の働き方改革の実現に向け、中学校における部活動の地域展開を段階的に推進するための方針を協議するため、さぬき市部活動地域展開推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 部活動の段階的な地域展開に必要な調査研究に関すること。
- (2) 地域クラブ活動の運営の在り方等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の地域展開に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、さぬき市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) さぬき市立学校の校長の代表
- (2) スポーツ関係団体の代表
- (3) 文化芸術関係団体の代表
- (4) さぬき市PTA連絡協議会の代表
- (5) 学識経験者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が委員のうちから指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課及び生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年教委告示第6号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前のさぬき市部活動地域移行推進協議会設置要綱第3条第2項の規定により委嘱又は任命された協議会の委員である者は、この要綱の施行の日に、改正後のさぬき市部活動地域展開推進協議会設置要綱第3条第2項の規定により協議会の委員として委嘱又は任命された者とみなす。